

檜葉町陸上競技場改修整備事業 設計・施工一括発注に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本募集要項（以下「本要項」という。）は、檜葉町陸上競技場（以下「陸上競技場」という。）の改修に係る実施設計並びに芝改修及びクラブハウス新設、メインスタンド改修、夜間照明設備改修等の工事の施工（以下「本事業」という。）を一括して実施する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、本プロポーザルへの参加要件のほか、技術提案に係る審査・評価方法などの諸条件及び手続き等を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

檜葉町陸上競技場改修整備事業

(2) 業務内容

本事業では、次の工事に係る設計・施工・監理業務を行うものとする。

- ア 人工芝改修工事
- イ クラブハウス新設工事
- ウ メインスタンド改修工事
- エ 夜間照明設備設置工事
- オ 受変電設備改修工事

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和6年4月30日までとする。ただし、技術提案により工期が短縮された場合は、提案された期日までとする。

なお、人工芝改修の履行期間については、令和6年3月31日までとする。

(4) 提案上限額

695,093千円（消費税及び地方消費税(10%)を含む。）

但し、この金額は企画提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。なお、提案上限額を超えてはならない。

3 事務局

〒979-0604 福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-4

檜葉町教育委員会生涯まなび課

TEL：0240-25-2492 FAX：0240-23-6192

4 業者選定スケジュール

(1) 事業公告	令和5年4月3日(月)
(2) 参加申請書受付期間	令和5年4月3日(月)～4月19日(水)
(3) 参加資格確認結果通知	令和5年4月24日(月)
(4) 質問受付期限	令和5年4月12日(水)
(5) 質問回答期限	令和5年4月17日(月)
(6) 企画提案書提出期限	令和5年4月28日(金)
(7) 一次審査(書面審査)	令和5年5月1日(月)～5月10日(水)
(8) 一次審査結果通知	令和5年5月11日(木)
(9) 二次審査(プレゼンテーション)	令和5年5月15日(週予定)
(10) 二次審査結果通知	令和5年5月15日(週予定)
(11) 契約締結交渉	令和5年5月22日(週予定)

5 参加申請等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加申請書等を提出すること。

参加申請を行った者に対しては、参加資格確認終了後、次により参加資格確認結果通知書を交付する。

なお、次に記載する提出期間内に参加申請書等を提出しない者又は審査の結果参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

(1) 提出期限

令和5年4月19日(水)午後5時まで(必着)

(2) 提出書類

下記書類を提出期限までに各1部ずつ提出すること。

- ① 参加申請書(様式第1-1号(単独企業用)、様式1-2号(共同企業体用))
- ② 会社概要書(様式第2号)
- ③ 建設業の許可を受けていることを証する書面又はその写し
- ④ 同種・類似業務実績(様式第3号)
- ⑤ 営業所及び委任関係一覧表(様式第4号)
(委任先を設けない場合は、提出不要)
- ⑥ 納税証明書又はその写し

(3) 提出先及び提出方法

事務局あて 持参又は書留郵便等による郵送

(4) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認終了後、令和5年4月24日(月)を期限とし、ファックス又は電子メールにて通知する。

6 参加資格

本公募型プロポーザルの参加希望者は、評価基準日（参加表明書の提出期限の日）において、次に掲げる要件をすべて満たし、単独または工種毎に定めた要件を満たす県内業者を含む、任意かつ自主的に結成された2者以上の構成員による特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）とする。

(1) 単独申込者及び企業体の構成員全員に共通する参加要件

- ①企業体にて提案する場合、当該企業体の代表者は、施工業務を行う者で、出資割合が構成員中最大であること。なお、構成員のうち最小の出資者の出資割合は、特に定めない。
- ②企業体の構成員は、他の企業体の構成員ではないこと。
- ③地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当する方ではないこと。（競争入札に係る契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ない方）
- ④法令の規定により営業に関し、許可、認可、登録等を受けていることを必要とされる場合において、これを受けていない方ではないこと。
- ⑤法人で法人税、消費税及び地方消費税、法人住民税、法人事業税、自動車税種別割、檜葉町に納めるべき町税を納付していない方ではないこと。
- ⑥檜葉町暴力団排除条例（平成26年6月20日条例第9号）に規定する暴力団員及び暴力団員等並びに社会的非難関係者に該当する方ではないこと。
- ⑦工事等に関して、保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から2年を経過していない方ではないこと。
- ⑧入札参加資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した方ではないこと。
- ⑨檜葉町が発注する工事等において、次のいずれかに該当したことにより、檜葉町が実施する指名競争入札への参加を停止されている方ではないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした方
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた方又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した方
 - ウ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた方
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務を妨げた方

- オ 正当な理由がなく、契約を履行しなかった方
- カ 上記のいずれかに該当し、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した方

(2) 単独申込者及び企業体の代表者における実績等要件

単独申込者及び企業体の代表者は、評価基準日において次の①～③のすべての要件を満たす者であること。

- ① 建築工事を行う者の要件
 - ア 建設一式工事業の特定建設業許可企業で、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査における建築一式工事の総合評定値が 900 点以上の者であること。
 - イ 平成 25 年 4 月 1 日以降に、サッカー・ラグビー場、野球場等の運動施設における観覧施設の新築・増築若しくは改修工事（発注者は問わない。）の施工経験（工事における立場は問わない。）を有すること。
- ② 電気工事を行う者の要件
 - ア 電気工事業の特定建設業許可企業で、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査における電気工事の総合評定値が 900 点以上の者であること。
 - イ 平成 25 年 4 月 1 日以降に、野外のサッカー・ラグビー場、野球場等の運動施設（被照面の面積 7,000 m²以上）における照明設置工事（発注者は問わない。）の施工経験（工事における立場は問わない。）を有すること。
- ③ 土木工事を行う者の要件
 - ア 土木一式工事業の特定建設業許可企業で、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査における土木一式工事の総合評定値が 1,000 点以上の者であること。
 - イ 平成 25 年 4 月 1 日以降に、以下の全ての実績を有すること
 - (i) J F A 公認グラウンドの元請施工実績
 - (ii) サッカー・ラグビー兼用競技施設のピッチにおける施工実績
 - (iii) 人工芝の 7000 m²以上の施工実績

7 提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 5 年 4 月 28 日（金）午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出書類 下記書類を提出期限までに提出すること。
 - ① 企画提案書 部数 10 部（代表者印押印の原本 1 部、写し 9 部）とする。
 - ・企画提案書の中に、設計工事理念・概念の記載をすること。
 - ・書式は任意様式とするが、A 4 版での作成とする。ただし、図面などは A 3 版を折り込んでも構わない。なお、過剰な添付書類は極力避けること。

- ・表紙・目次を除くページ数は30ページ以内（両面印刷の場合は15ページ以内）とすること。
- ・表紙・目次を除く各ページにページ番号を記入すること。
- ・業務スケジュールについて記載をすること。
- ・配置予定の技術者の体制について記載をすること。
- ・審査の公平性、透明性等を確保するため、企画提案書については社名等を原本（1部）にのみ記載し、他の9部には社名等を表示しないこと。

② 提案価格書（様式第5号）1部

- ・代表者印を押印すること。
- ・なお、上記の提出物については返却しない。

(3) 提出先及び提出方法 事務局あて 持参又は書留郵便等

8 質疑応答及び説明会

(1) 質疑応答について

本プロポーザルに関する質問は、次により行うこと。

- ① 電子メールにより、質問書を提出すること。
- ② 他の方法による質問は一切受け付けない。
- ③ 質問書は様式第6号に従い作成し、質問箇所及び内容をわかりやすく記載すること。
- ④ 電子メール送付先 事務局あて、件名は「陸上競技場改修整備事業に係る質問」とすること。
- ⑤ 受付期限 令和5年4月12日（水） 午後5時まで（必着）
- ⑥ 回答方法 本プロポーザルへの参加を認められた者若しくは参加を認める予定の者全員に、回答期限までに電子メールにて回答する。

(2) 説明会について

本プロポーザルについて説明会は開催しない。

9 審査方法及び審査基準

提出書類等の審査は、別添「檜葉町陸上競技場改修整備事業提案評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき、事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）において企画提案書評価及びヒアリングを行い、提案内容を公平かつ客観的に評価する。

(1) 一次審査

委員会は、提案者が多数となった場合（概ね4者以上となった場合）は提出された書類により業務実績等を勘案し、二次審査参加者を概ね3者程度選定するものとする。なお、一次審査の結果は、すべての提案者に書面で通知を行う。

(2) 二次審査

委員会は、提案者からの書類及びプレゼンテーションによる審査を実施する。プレゼンテーションの時間は1者につき、概ね30分間とし、10分間の

質疑応答時間を設ける。なお、プレゼンテーションの順番は、提案書等の提出順とする。

1 0 最優秀提案者の決定等

- (1) 二次審査終了後、委員会において、提案書による評価と費用を総合的に審査し、一定の水準以上を満たした者を優秀提案者とする。
なお、評価の方法は評価基準による。
- (2) 得点上位の優秀提案者から順位付けをし、第1位の者を最優秀提案者とする。
- (3) 得点が同点の場合は、くじ引きにより順位を決定する。
- (4) 選定結果については、全てのヒアリング審査参加者に通知する。
- (5) 企画提案方式による契約予定者の選定における公正性及び透明性を高めるため、町ホームページに結果を公表するものとする。

1 1 契約に関する事項

- (1) 委員会において、選考された最優秀提案者を優先交渉権者とし、請負工事契約の締結交渉を行う。
なお、優先交渉権者の提出した見積書金額を超える金額での契約は締結しない。
また、特別な理由により最優秀提案者と契約締結ができない場合は、他の優秀提案者のうち、10(2)で付けた順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した者を受注者と決定する。
- (2) 契約書の作成
発注者と受注者で協議したうえで契約書を作成する。
- (3) 支払いの条件
 - ① 支払い方法は、発注者と受注者が協議の上で、契約書で定める。
 - ② 支払いは、契約書に基づいて支払う。
- (4) その他契約に関する事項
契約時における仕様は、提案書に記載されている事項とするが、発注者と受注者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

1 2 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申請書等の提出後の修正等は認めない。
ただし、明らかな誤りと本町との調整に基づく変更又は修正についてはこの限りではない。
- (3) 本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面（任意様式）で届け出ること。
なお、参加の辞退には何ら不利益は伴わない。
- (4) 虚偽の記載をした提案書等は無効とする。
- (5) 参加資格要件を満たさない者又は受注事業者を選定するまでの間に、「6

参加資格」の要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。

- (6) 次のいずれかに該当した者については、辞退と見なす。
 - ① 提案書の提出期限に遅れた者
 - ② 委員会による二次審査に遅れた者
- (7) 発注者が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに参加申請書等の内容が無償で使用できるものとする。
- (8) 参加申請書等は返却しない。

なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。
- (9) 参加申請書等は原則として公開しない。

ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、参加申請書等を公開する場合がある。
- (10) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負う。
- (11) 本プロポーザル参加者は1つの提案しか行うことができない。
- (12) 提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方針について、資料の提出を求めることがある。
- (13) 実施要領等の交付に関する事項

実施要領等は、町ホームページよりダウンロードすること。
ホーム> しごと・産業情報> 入札・契約> 檜葉町陸上競技場改修整備事業設計・施工一括発注に係る公募型プロポーザルについて